

## J-Startup 企業の入札参加特例措置の運用指針

平成 30 年 10 月 18 日  
政府調達（公共事業を除く）手続の  
電子化推進省庁連絡会議幹事会決定

「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成 12 年 10 月 10 日政府調達（公共工事を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会」の 3 の（5）に規定する具体的運用は、以下のとおりとする。

### 1. 入札時の添付書類

提案書等において、J-Startup に選定されていること及び入札物件等に係る技術分野を有しており、当該入札物件等を製造又は提供できる旨が明示されていれば、追加の添付書類は原則不要とする。

なお、調達機関が必要に応じて追加の添付書類を提出させることは妨げないが、必要最小限とすること。

注) 追加の添付書類は、例えば製品カタログ等が想定される。事業者の負担を考慮し、新規で書類を作成させないよう努めること。

### 2. 調達機関において確認する点

- ・ 応札事業者が、J-Startup に選定されている事業者であるか
- ・ 提案書等に記載された応札事業者の有する技術が、入札物件等に係る技術分野と同じ又は関連したものであるか

注) J-Startup に選定された企業名及び法人番号は、経済産業省より各府省に HP 等で情報提供する。